

見積書兼請書(物品購入・印刷製本)

調布市長様		見積年月日		年	月	日
本書記載のとおり見積り、受注のときは見積金額を契約金額として、記載のとおりお請けします。		住所				
		社名				
		代表者		①		
納入場所		見積金額 (契約金額)	¥	(うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額 ¥)		
納入期限	年 月 日					
品名	規格	数量	単価	金額	備考	
			円	円		

下欄は契約決定の通知後に契約事業者のみ記入すること。

契約年月日 年 月 日

本件を請けたときは、次の条項を承諾のうえ誠実に履行いたします。

- (納入遅延の違約金)
- 第1条 受注者の責に帰する事由により履行期限までに納入できない場合における違約金の額は、納入期限の翌日から起算して遅延日数1日につき、契約金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく率を乗じて得た額とする。
- (検査)
- 第2条 納入物品は、調布市の定める検査に合格したものでなければならない。検査に要する費用及び検査のため、変質、変形又は消耗毀損したものは、全て受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要するものは、この限りでない。
- 2 前項の検査について調布市は、納入の日から10日以内に完了するものとする。
- 3 受注者は、調布市の指定する日時及び場所において検査に立会うものとする。受注者が立会いをしないときは、受注者は、検査の結果につき異議を申立てることはできない。
- (引換え又は手直し)
- 第3条 検査の結果不合格と決定した納入物品は、受注者は、受注者の負担で遅滞なくこれを引き取り、速やかに引換え又は手直しを行い、納品しなければならない。
- (支払条件及び時期)
- 第4条 契約金額の支払は、第2条に定める検査合格後において支払請求書を提出した日から30日以内とする。
- (運賃その他)
- 第5条 運賃その他は、受注者負担とする。
- (契約保証金)
- 第6条 契約保証金は、免除する。
- (契約解除)
- 第7条 調布市は、受注者が次のいずれかに該当するときはこの契約を解除することができる。この場合においては何ら催告を要しないものとする。
- (1) 納入期限までに契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) この契約に関し、談合その他不正行為があったとき。
- (3) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱(平成25年調布市要綱第8号)別表左欄のいずれかに該当すると認められるとき。
- (契約解除に対する違約金)
- 第8条 前条の規定による契約解除に伴い受注者が支払う違約金は、契約金額の100分の10に相当する金額とする。なお、別途損害賠償の請求を妨げるものではない。
- (受注者の解除権)
- 第9条 受注者は、調布市がこの契約に違反し、その違反によって物件の納入が不可能になったときは、契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、調布市はその損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は調布市と受注者とが協議して定める。
- (不当介入等に関する措置)
- 第10条 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団等又はその関係者から、この契約の適正な履行の妨害等若しくは不当な介入又は下請負人等への参入等の違法若しくは不当な要求を受けたときは、速やかに調布市に報告をするとともに、警察へ届出なければならない。
- (所有権の移転及び危険負担)
- 第11条 納入物品の所有権は、第2条の検査に合格したときに移転するものとし、移転前に生じた損害は、調布市の故意又は過失による場合を除き全て受注者の負担とする。
- (瑕疵担保責任)
- 第12条 受注者は、納入物品の所有権移転後1年間はその隠れた瑕疵について補修の責任を負うものとする。
- (その他)
- 第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは、双方協議のうえ定めるものとする。

見積書兼請書(物品購入・印刷製本)

事業者控

調布市長様		見積年月日		年	月	日
本書記載のとおり見積り、受注のときは見積金額を契約金額として、記載のとおりお請けします。		住所				
		社名				
		代表者		①		
納入場所		見積金額 (契約金額)	¥	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)		
納入期限	年 月 日					
品名	規格	数量	単価	金額	備考	
			円	円		

下欄は契約決定の通知後に契約事業者のみ記入すること。

契約年月日 年 月 日

本件を請けたときは、次の条項を承諾のうえ誠実に履行いたします。

(納入遅延の違約金)

第1条 受注者の責に帰する事由により履行期限までに納入できない場合における違約金の額は、納入期限の翌日から起算して遅延日数1日につき、契約金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく率を乗じて得た額とする。

(検査)

第2条 納入物品は、調布市の定める検査に合格したものでなければならない。検査に要する費用及び検査のため、変質、変形又は消耗毀損したものは、全て受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要するものは、この限りでない。

2 前項の検査について調布市は、納入の日から10日以内に完了するものとする。

3 受注者は、調布市の指定する日時及び場所において検査に立会うものとする。受注者が立会いをしないときは、受注者は、検査の結果につき異議を申立てることはできない。

(引換え又は手直し)

第3条 検査の結果不合格と決定した納入物品は、受注者は、受注者の負担で遅滞なくこれを引き取り、速やかに引換え又は手直しを行い、納品しなければならない。

(支払条件及び時期)

第4条 契約金額の支払は、第2条に定める検査合格後において支払請求書を提出した日から30日以内とする。

(運賃その他)

第5条 運賃その他は、受注者負担とする。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は、免除する。

(契約解除)

第7条 調布市は、受注者が次のいずれかに該当するときはこの契約を解除することができる。この場合においては何ら催告を要しないものとする。

(1) 納入期限までに契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。

(2) この契約に関し、談合その他不正行為があったとき。

(3) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱(平成25年調布市要綱第8号)別表左欄のいずれかに該当すると認められるとき。

(契約解除に対する違約金)

第8条 前条の規定による契約解除に伴い受注者が支払う違約金は、契約金額の100分の10に相当する金額とする。なお、別途損害賠償の請求を妨げるものではない。

(受注者の解除権)

第9条 受注者は、調布市がこの契約に違反し、その違反によって物件の納入が不可能になったときは、契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、調布市はその損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は調布市と受注者とが協議して定める。

(不当介入等に関する措置)

第10条 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団等又はその関係者から、この契約の適正な履行の妨害若しくは不当な介入又は下請負人等への参入等の違法若しくは不当な要求を受けたときは、速やかに調布市に報告をするとともに、警察へ届出なければならない。

(所有権の移転及び危険負担)

第11条 納入物品の所有権は、第2条の検査に合格したときに移転するものとし、移転前に生じた損害は、調布市の故意又は過失による場合を除き全て受注者の負担とする。

(瑕疵担保責任)

第12条 受注者は、納入物品の所有権移転後1年間はその隠れた瑕疵について補修の責任を負うものとする。

(その他)

第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは、双方協議のうえ定めるものとする。

見積書兼請書(物品購入・印刷製本)

記入例

請 本 見積金額を契約金額として、記載の とおりお請けします。	見積年月日 令和〇〇年 6月 11日		住所 東京都調布市〇〇〇〇-〇-〇-〇		株式会社 〇〇商事 代表取締役 印
	納入場所 調布市〇〇課		社名 株式会社〇〇商事		
	納入期限 令和〇〇年 8月 16日		代表者 代表取締役 〇〇 〇〇		
見積金額 (契約金額)		￥ 291,600円 (うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額 ￥21,600円)			
品名	規格	数量	単価	金額	備考
事務用椅子	123-AB	5脚	18,000円	90,000円	
折りたたみ椅子	4-CDE	3脚	10,000	30,000	
平机	56789-F	6台	25,000	150,000	

「納入場所」欄、「納入期限」欄、明細欄
(「品名」「規格」「数量」)は担当課が発注
時に提示する内容を記載してください。(明細
欄に消費税額を記載することも差し支えありま
せんが、その場合は見積金額(契約金額)欄の
カッコ内と同じ金額を記載してください。)

契約締結権限者として調布市に登録している人の
役職・氏名の記載と、契約締結権限者の印の押印
が必要です。(社判は必須ではありません。社
名・社判のみでは受理できませんのでご注意くだ
さい。)

規格で特定が可能な場合など、発注
者・受注者双方で共通認識できれば、
単位はなくても差し支えありません。

金額は税込総額と、その内の税額を記載してください。
(明細欄の個別の金額を税込で見積った場合は、カッ
コ内には「内税」と表記してください。)

下欄は契約決定の通知後に契約事業者のみ記入すること。

契約年月日 令和〇〇年 6月 13日

契約決定後において、契約事業者のみ記入し
ます。契約年月日は、見積年月日と同日の場
合もありますし、見積年月日以降の日付の場
合もあります。契約決定の通知の際に担当課
に確認してください。

本件を請けたときは、次の条項を承諾のうえ誠実に履行いたします。

(納入遅延の違約金)

第1条 受注者の責に帰する事由により履行期限までに納入できない場合における違約金の額は、納入期限の翌日から起算して遅延日数1日につき、契約金
額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく率を乗じて得た額とする。

(検査)

第2条 納入物品は、調布市の定める検査に合格したものでなければならない。検査に要する費用及び検査のため、変質、変形又は消耗毀損したものは、全
て受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要するものは、この限りでない。

2 前項の検査について調布市は、納入の日から10日以内に完了するものとする。

3 受注者は、調布市の指定する日時及び場所において検査に立会うものとする。受注者が立会いをしないときは、受注者は、検査の結果につき異議を申上
ることはできない。

(引換え又は手直し)

第3条 検査の結果不合格と決定した納入物品は、受注者は、受注者の負担で遅滞なくこれを引き取り、速やかに引換え又は手直しを行い、納品しな
らなければならない。

(

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

明細が不足する場合や別途仕様書がある場合には
2枚目以降に明細の続き又は仕様書を綴っていただき、
代表者印で割印をお願いします。

(本票の明細欄に「別紙明細書のとおり」と記載し、
明細を全て2枚目以降にまとめることも可能です。
その際にも代表者印で割印をお願いします。)

(

第11条 納入物品の所有権は、第2条の検査に合格したときに移転するものとし、移転前に生じた損害は、調布市の故意又は過失による場合を除き全て受注
者の負担とする。

(瑕疵担保責任)

第12条 受注者は、納入物品の所有権移転後1年間はその隠れた瑕疵について補修の責任を負うものとする。

(その他)

第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは、双方協議のうえ定めるものとする。